

## 普通自動車を所有している方へ 5月は自動車税（種別割）の納期です

問合せ：自動車税コールセンター ☎ 0570-012-229

自動車税の納税通知書は5月中旬頃にお手元に届く予定です。なお、自動車税事務所の窓口での現金納付は終了しています。コンビニ納付やスマホ決済アプリなどをご利用ください。

【対象】普通自動車を所有している方  
【納期限】5月31日(金)

チャットボットなら、いつでも  
自動車税の相談ができます。  
ぜひご利用ください。



## 休日でも手続きできます マイナンバーカード【5月の休日窓口】

問合せ：町民生活課 町民グループ ☎ 299-5502

休日でもマイナンバーカードの申請・受取手続きができます。完全予約制です。事前にご予約がない場合はお手続きできませんので、ご注意ください。

【日時】5月12日(日) 午前8時45分～正午  
【場所】役場1階 町民生活課（3、4番窓口）  
【予約】5月10日(金) 午後4時までに電話（☎ 299-5502）でご予約ください。

詳しくは町ホームページ  
をご覧ください。



### ●引越しの手続きは、 「自宅」から「マイナンバーカード」で

マイナポータルを利用すれば、役場に行かずに、24時間365日転出手続きができます。

【備考】①引越しから14日を超えたときは、役場で転出手続きをしてください。②転入手続きは引越し先の市町村窓口で行う必要があります。③マイナポータルの手続きに必要な暗証番号を忘れてしまった方は、役場での再設定が必要です。

マイナンバー PR キャラクター  
「マイナちゃん」→



### ●マイナンバー利用に関する問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178  
個人番号カードコールセンター ☎ 0570-783-578

## 土地・家屋などを所有している方へ 固定資産税のお知らせ

問合せ：税務課 課税グループ ☎ 299-1757

令和6年度「固定資産税納税通知書」を発送します。内容をご確認のうえ、期限までに納付をお願いします。

【対象】1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している方  
【発送日】4月30日(火)  
【納期限】1期：5月31日(金) 2期：7月31日(水)  
3期：12月25日(水) 4期：令和7年2月28日(金)

### 主なチェックポイント

- お持ちの土地・家屋が全て記載されているか
  - 令和5年以前に取り壊した家屋が記載されていないか
  - 相続などで所有者が変わった資産が記載されていないか
- ※1月2日以後の所有者の変更は反映されません。

## 軽自動車などを所有している方へ 軽自動車税のお知らせ

問合せ：税務課 課税グループ ☎ 299-1757

令和6年度「軽自動車税納税通知書」を発送します。軽自動車税は4月1日時点で軽自動車などを所有している方に課税します。4月2日以後に廃車しても、令和6年度分の税金は納めることになります。

【対象】4月1日時点で原動機付自転車（原付）・オートバイ・軽自動車などを所有している方  
【発送日】4月30日(火)  
【納期限】5月31日(金)

### ●軽自動車税の減免

障害者手帳をお持ちの方など、一定の要件を満たす方は、申請をすると軽自動車税の減免が受けられます。詳しくはお問合せください。

【申請期限】5月31日(金)

#### 【必要書類】

- ①軽自動車税納税通知書
- ②運転免許証
- ③障害者手帳など（身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）
- ④申請書（窓口かホームページにて）



軽自動車税  
減免について